

## 歴史アーカイブズの公開をめぐる現実的課題とその克服

加藤 聖文  
(国文学研究資料館)  
[k.kato@nijl.ac.jp](mailto:k.kato@nijl.ac.jp)

アーカイブズ（記録資料）は文書館（公文書館）だけではなく、図書館や博物館など類縁機関にも多数所蔵される。むしろ、歴史的経緯を考えるならば、文書館よりも古い歴史を持つ図書館・博物館の方がアーカイブズを大量に所蔵している。しかしながら、図書館や博物館ではそもそもアーカイブズを一般利用に広く提供するという機能を備えていないため、現実の対応には大きな問題が生じている。

本報告では、このような現実を踏まえた上で、図書館などがアーカイブズをどのように取り扱い、一般利用に供するべきかについての基本的な方向性を提示するなかで、図書館が従来の枠組みを超えて、アーカイブズの機能をいかに備えていくかを議論していきたい。

### <文書館・博物館・図書館の役割>

- ① 文書館…行政文書を含めた記録資料を永続的に収集・保管し、広く一般に提供する。  
\*閲覧機能を重視（現物資料をそのまま提供する）
- ② 博物館…モノ資料を含めた資料（歴史・考古・民俗）を収集・保管し、一般向けの展示活動を行う。  
\*展示機能を重視（閲覧機能は軽視）
- ③ 図書館…図書を収集・保管し、一般の閲覧、貸し出しを行う。  
\*閲覧機能を重視（貸し出し機能も持つ）。ただし、対象は「資料」ではなく「図書」。

\*閲覧機能を持っているのは文書館と図書館。

\*文書館や博物館の収蔵物はこの世に一つしかないものが中心だが、図書館は違う。

\*文書館・博物館・図書館では、「貴重なもの」という感覚が相違する。

↓

図書館の場合、所蔵するアーカイブズを「一般図書並み」に扱うか、「貴重書並み」に扱うか極端なケースが多い。

↓

アーカイブズは図書と違った取り扱いが必要

→適切な整理・目録作成・公開システムが求められる。

## (1) アーカイブズの整理（公開までに最低限必要なこと）

### 【要点】

少ない予算・人員でいかに効率的かつ短期間に整理から公開までこぎ着けるか？

#### 資料の収集

##### ① 整理…どういった順番でやればよいのか？

→搬入した箱を開けて、上から順番に機械的にデータを採る。

必要なデータは「番号・資料名・作成・作成年月日・備考」（最低限レベル）

この段階で余計な分類をしない。

完成したデータが「仮目録」となり、これを閲覧用目録とする。



必要最小限度の情報を利用者に提供する

必要最小限度の情報とは、資料にアクセスできる資料番号が分かること。

##### ② 目録…どんな目録を作ればよいのか？

→上記の仮目録で十分。

段階的に目録を作成する

（仮目録→基本目録→詳細目録→検索対応目録）

機関の事情に応じたレベルの目録を作成し、決して無理をしない。

（冊子目録は必要条件ではない）

目録が出来ていないから閲覧できないという事態を長期化させてはいけない。仮目録でも最低限の資料アクセスは可能。

##### ③ 公開…公開する際、何に気をつければよいのか？

→基本的には所蔵資料はすべて公開を原則とする。

公開基準を厳格にすると身動きが取れなくなる。

法律の素養を多少でも身につける。

## (2) アーカイブズの公開をめぐる法的問題

### ①情報公開法（行政機関の保有する情報の公開に関する法律）の問題

#### 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第2条第2項

この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

二 政令で定める公文書館その他の機関において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

## 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令

(法第二条第二項第二号の政令で定める機関)

### 第2条

法第二条第二項第二号 の政令で定める機関は、次に掲げる機関とする。

- 一 国立民族学博物館
- 二 国立歴史民俗博物館
- 三 前二号に掲げるもののほか、公文書館、博物館、美術館、図書館その他これらに類する機関であつて、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について次条の規定による適切な管理を行うものとして総務大臣が指定したもの
- 2 総務大臣は、前項第三号の規定により指定をしたときは、当該指定した機関の名称及び所在地を官報で公示するものとする。公示した事項に変更があつたとき又は指定を取り消したときも、同様とする。

(法第二条第二項第二号の歴史的な資料等の範囲)

### 第3条

法第二条第二項第二号 の歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料は、次に掲げる方法により管理されているものとする。

- 一 当該資料が専用の場所において適切に保存されていること。
- 二 当該資料の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。
- 三 次に掲げるものを除き、一般の利用の制限が行われていないこと。
  - イ 当該資料に法第五条第一号から第三号までに掲げる情報が記録されていると認められる場合において、当該資料（当該情報が記録されている部分に限る。）の一般の利用を制限すること。
  - ロ 当該資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は法第五条第二号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合において、当該期間が経過するまでの間、当該資料の全部又は一部の一般の利用を制限すること。
  - ハ 当該資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合又は当該資料を保有する機関において当該原本が現に使用されている場合において、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限すること。
- 四 当該資料の利用の方法及び期間に関する定めが設けられ、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること。

\* 情報公開法の対象外となるためには、専用の保管場所と目録が必要。ただし、目録はどのような内容でも良く、一般の利用に供されていれば中身は問わない。

\* 上記に該当しない場合、情報の開示請求があつた場合、対応しなければならない（国立大学法人もこれに含まれる）。

## ②個人情報保護法の問題

### 個人情報の保護に関する法律

(適用除外)

第50条 個人情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、前章の規定は、適用しない。

一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）

報道の用に供する目的

二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的

三 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的

四 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

五 政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

2 前項第一号に規定する「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること（これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。）をいう。

3 第一項各号に掲げる個人情報取扱事業者は、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

\*前章＝第四章 個人情報取扱事業者の義務等

\*「個人情報」と「プライバシー」とが混同されている（現場担当者の無理解によって、安易な非公開がまかり通っている）。

\*個人情報は「個人識別情報」であって、「プライバシー情報」ではない。

\*個人情報保護法には罰則規定が無い（実際に被害を被った人が訴えない限り問題は発生しない）。

### ③著作権法の問題

\*手紙…所有権は名宛人だが、著作権は差出人

⇒名宛人は差出人の同意を得ずに公表することはできない（公表権侵害）。

「三島由紀夫一剣と寒紅」事件（一審・二審・最高裁にて原告勝訴）

⇒手紙の著作物性が争点（作者の有名無名は問わない）

\*個人資料には大量の手紙が含まれるが、現実には一人一人から許諾を得ることは不可能。

### （3）まとめ：アーカイブズの公開体制のあり方

①所蔵資料は原則公開（よほどの内容でない限り公開）。

②利用者責任の徹底（閲覧申請時に利用者が責任を負うことを明確に）。

③公開基準の判断は、現場担当者ではなく、教員が行うこと（公開の責任は教員が負い、現場担当者に責任を負わせない）。

④公開基準の選定には、必ず利用者の意向を反映させること（利用したこともない人達だけで基準を策定しない）。